

事務連絡
令和2年4月27日

保護者各位

豊島区子ども家庭部
保育課長 木山 弓子

令和2年4月分保育料の日割り計算について（お知らせ）

日頃より、区保育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、みなさまには大変なご不便をおかけしております。

このたびは、登園自粛要請及び臨時休園の影響による保育料の日割り計算について、ご案内させていただきます。ご自身の状況により、お手続きが必要となりますので、ご留意ください。ご不明点等ございましたら、お問い合わせいただければ幸いです。

記

1. 4月分保育料の考え方について

日にち	内容	保育料
4月1日～6日	通常期間	登園の有無にかかわらず 全額徴収
4月7日～9日	登園自粛要請期間	日割り対象 （登園日のみ保育料徴収対象）
4月10日～30日	臨時休園期間	応急保育の利用の有無にかかわらず 無料

※上記対象者は、豊島区民で、0～2歳児クラスの児童です。豊島区外にお住まいの方の保育料の取扱は居住自治体に直接お問い合わせください。

2. 4月分保育料の徴収について

- (1) 一旦「**4月1日～9日の分**」を徴収させていただきます。

※別添「令和2年4月分保育料確認一覧表」の「当初徴収額」欄の金額を徴収します。

※口座振替の方は、4月30日に口座から引き落としされます。

- (2) 「4月7日～9日」の登園自粛要請にご協力いただいた方には、以下「5. 4月分保育料充当のお手続きについて」のお手続きで、**該当する日数分の保育料を6月分以降の保育料に充当**いたします。

※地域型保育事業は、園により対応が異なります。各園にお問い合わせください。

3. 4月分保育料の金額について

保育料の詳細は、別添「令和2年4月分保育料確認一覧表」をご参照ください。

【(参考) 保育料を日割りする場合の算定式】

「保育料×(25－(登園自粛日数＋臨時休園日数))÷25」

※10円未満切捨

※4月分の臨時休園日数は17日間、登園自粛日数は0～3日間（最大）です。

4. 区立・公設民営保育園の4月分（月極）延長保育料について

項目	内容
取扱い	4月1日～9日のうち、延長保育を利用した日数分徴収します。
料金	1名1回あたり：400円 ※1日単位（スポット利用料と同額）
徴収	4月分は一旦月額4,000円を徴収し、6月分以降に差額を充当します。
手続き	以下の「5. 4月分保育料充当のお手続きについて」をご確認ください。 月極の延長保育を利用している方は全員お手続きが必要です。

【例】4月1日～9日の期間に延長保育を5回利用した場合

- ①徴収金額：月額4,000円（一旦、通常どおり月額4,000円を徴収します。）
 - ②4月分の料金：400円×5回＝2,000円
 - ③6月分以降の延長保育料への充当金額：①－②＝4,000円－2,000円＝2,000円
- ※本例の場合、2,000円を6月分以降の延長保育料に充当する形の対応となります。

5. 4月分保育料充当のお手続きについて

(1) 保育料

- ①別紙「登園状況確認表兼保育料充当申請書」を作成し、**在籍園**にご提出ください。
 - ※4月7日～9日に登園自粛をしていない場合は、特に提出の必要はありません。
 - ※在籍園にて、申請内容と登園状況を確認します。
 - ※4月中に退園する方は、手続きが変わりますので、個別にご案内します。
- ②申請内容と登園状況が一致したことを確認後、保育料の充当手続きを開始します。
 - ※6月分以降の保育料に充当させていただきます。

(2) 月極の区立・公設民営保育園の延長保育料

別紙「延長保育利用確認表兼延長保育料充当申請書」を作成し、**在籍園**にご提出ください。その後の流れは、上記(1)と同様です。
※月極の延長保育を利用している方は全員お手続きが必要です。ご注意ください。

上記(1)・(2)の提出〆切：令和2年5月11日（月）

※臨時休園期間が延長された場合は、提出〆切を変更します。詳細は区のホームページ等でご案内します。

6. その他

- (1) 5月分の保育料については、5月7日以降の状況によりますが、考え方は「1」と同様です。
- (2) 5月分の保育料の手続き等については、別途区ホームページ等でご案内いたします。

【問い合わせ先】

豊島区子ども家庭部保育課入園グループ
電話番号：03-3981-2140